「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成金
交付要綱

令和５年３月１５日　制　定
令和５年４月１２日一部改正
公益社団法人　全日本トラック協会

（事業趣旨）

第１条　全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、都道府県トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合、その費用の一部を助成する。

（助成対象）

第２条　助成の対象となる経費は、次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

（１）新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

（２）同位認証継続にかかる審査料・登録料

（助成金の交付予算額）

第３条　助成金の交付予算額は、７０，０００，０００円とする。

（助成額）

第４条　助成金は、事業者が本制度の認証取得に係る費用を負担した場合に、新規取得は３万円、同位認証継続は２万を上限として交付する。

２　全ト協と地方ト協の助成金の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協の助成額を減額する。

（実績報告及び助成金の請求）

第５条　助成金の交付を受けようとする地方ト協は、別に定める期日までに様式１「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を全ト協に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第６条　全ト協は、前条に基づき実績報告及び助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

２　地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第７条　全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1)この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2)虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２　前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（実施要綱等の提出）

第８条　地方ト協は本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

以上

（附則）（令和５年３月１５日）

第１条　本要綱は令和５年４月１日より適用する。

（附則）（令和５年４月１２日）

第１条　本要綱は令和５年４月１２日より適用する。

令和５年度　「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業
実施要領

令和５年３月１５日
（公社）全日本トラック協会

１．事業の趣旨

都道府県トラック協会会員事業者（以下「事業者」という）が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」）の認証取得（新規認証または継続申請）をした場合、その費用の一部を助成する。

２．予算額

７，０００万円

３．助成対象

事業者が負担した、本制度の認証取得にかかる以下の費用の一部

（１）新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料

（２）同位認証継続にかかる審査料・登録料

４．助成額

上記（１）３０，０００円を上限

上記（２）２０，０００円を上限

５．実施期間

令和５年４月１日～令和６年２月２９日

６．経過措置

本事業については、前年度（令和４年度）に認証取得した分についても、助成の対象とする。

７．留意事項

（１）実績報告書の提出について（交付要綱第５条関係）

交付要綱第５条に定める実績報告書は、様式１「『働きやすい職場認証制度』認証取得費助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」とする。

各協会は、事業者から受け付けた申請について、当月末締め翌月３日までに、

全ト協に実績報告書及び「働きやすい職場認証制度助成金内訳書」（様式２）を提出するものとする。各協会は、添付書類として、事業者から送付された、働きやすい職場認証登録証の写し、審査・登録にかかる領収証の写しまたは支払を証明する書類を送付すること。また別途、上記内訳書を全ト協担当者あてに毎月末までにメールで送信すること。

なお、年度末の書類の提出期限は、令和６年３月８日とする。

（２）助成金の支払いについて（交付要綱第５条、交付要綱第６条関係）

助成金は実績報告書に基づき支払うこととする。なお、交付要綱第５条に定める期日は、毎月３日までとする。また、毎月３日までに到着したものについては原則として、同月末日までの支払いとする。

以上